

控 訴 状



平成29年6月23日

大阪高等裁判所 御中

控訴人訴訟代理人弁護士 神 田 知 宏



当 事 者 の 表 示 別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償等請求控訴事件

訴訟物の価額	330万円
ちょう用印紙額	3万3000円

上記当事者間の大阪地方裁判所平成29年(ワ)第9715号, 同28年(ワ)第9253号損害賠償等請求本訴, 同反訴事件について, 平成29年6月13日に言い渡され, 翌14日に送達された判決は, 一部不服であるから控訴する。

第1 原判決の表示

- 1 被告は、原告に対し、30万円及びこれに対する平成26年4月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の損害賠償請求並びに削除請求(主位的請求及び予備的請求)をいずれも棄却する。
- 3 被告の反訴請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、本訴反訴を通じ、これを20分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
- 5 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

第2 控訴の趣旨

- 1 原判決を以下のとおり変更する。
- 2 被控訴人は控訴人に対し、金200万円及びこれに対する平成26年4月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人は、別紙投稿記事目録記載の各閲覧用URLにより表示される各ウェブページにつき、同目録記載の各「タイトル」、各「投稿記事」、および各「リンク先ファイル」欄記載のURLにより特定される各ファイルを削除せよ
- 4 被控訴人の反訴請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は第1審、第2審とも被控訴人の負担とする。
との判決を求める。

第3 控訴の理由

追って控訴理由書を提出する。

以上

添 付 書 類

- | | | |
|---|-------|-----|
| 1 | 控訴状副本 | 1 通 |
| 2 | 委任状 | 1 通 |
| 3 | 資格証明書 | 1 通 |

(別紙) 当事者目録

〒533-8533 大阪府大阪市東淀川区大隅二丁目2番8号

控 訴 人 学 校 法 人 大 阪 経 済 大 学
上 記 代 表 者 理 事 長 佐 藤 武 司

〒100-0011 東京都千代田区内幸町二丁目2番1号

日本プレスセンタービル6階

小笠原六川国際総合法律事務所(送達場所)

電 話 03-5501-7211

FAX 03-5501-7212

控訴人訴訟代理人弁護士 神 田 知 宏

〒634-0805 奈良県橿原市地黄町172番地の2

被 控 訴 人 吉 井 康 雄